令和8年11月13日

小平市長
小林　洋子　様

国民民主党小平　　岡田　しんぺい
日本共産党小平市議団　　細谷　正
三輪　博美
生活者ネットワーク　　さとう　悦子
まちづくり市民こだいら　　水口　かずえ
市議会いのちの党　　中倉　茂和

天神町データセンター建設及び今後の大規模開発事業に関する要望書

現在、小平市天神町一丁目において、大規模なデータセンターの建設計画が進められています。
データセンターは、デジタル社会を支える重要な社会基盤の一つであると認識しています。一方で、今回の計画は住宅地に近接した大規模な施設であることから、地域住民からは、生活環境への影響に対する不安や懸念、建設への反対、規模の縮小を求める声など、様々な意見が寄せられています。

こうした中、小平市が市長名で事業主に要望書を提出し、地域住民への丁寧な説明や情報提供、周辺環境への配慮、災害時の地域貢献、施設稼働後の対応などを求めたことについては、地域住民の不安軽減に向けた重要な対応であると受け止めています。

また、東京都が令和8年3月に策定した「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」では、地域との早期からの対話や継続的な情報提供に加え、地域住民が利用できる空間の整備、教育への貢献、災害時における地域への協力など、データセンターが地域の一員として共生していくための取組が示されています。事業主からも、同ガイドラインにできる限り沿って事業を進める意向が市に示されていることから、その趣旨が建設工事及び施設稼働後の運営に着実に反映されることが重要です。

一方で、事業主から市に提供されている情報が、地域住民へ十分に伝わっていない状況もあります。企業秘密その他公表することが適当でない情報には十分配慮する必要がありますが、市民生活や周辺環境に関わる情報については、市としても可能な範囲で地域住民に提供していくことが必要であると考えます。

また、市が開発事業の賛否について公平・中立な立場を保つことと、地域住民に寄り添った対応を行うことは、何ら矛盾するものではありません。市が自ら地域住民との対話の機会を設け、不安や懸念を直接把握し、その内容を事業主に伝えるとともに、双方の認識の隔たりを埋め、円滑な対話が行われる環境を整えることは、いずれか一方に与するものではなく、紛争の未然防止にも資するものと考えます。

今回のデータセンター建設について、市が事業主に要望した内容が着実に実施されるよう継続して働きかけるとともに、市自身も地域住民との対話や情報共有にこれまで以上に関わり、地域住民と事業主との間をつなぐ役割を果たすことが必要です。

さらに、今回の経験を、今後の大規模開発における情報提供、地域住民との対話及び紛争予防の仕組みの改善につなげていくことも重要です。

以上のことから、別紙の事項について要望いたします。

1　天神町のデータセンター建設に関する要望

(1)市による情報提供及び地域住民との対話

事業主から市が得た情報について、企業秘密等に十分配慮した上で、地域住民の不安軽減や生活環境に関わる情報を、可能な範囲で市からも提供すること。

また、市が自ら地域住民との対話の機会を設け、必要に応じて職員が地域に出向くなどして、不安や懸念を直接把握するとともに、その内容を事業主に伝え、地域住民と事業主との円滑な対話につながるよう取り組むこと。

(2)工事期間中の安全確保及び情報提供

事業主に対し、工事車両の通行をはじめ、通学・通園時を含む周辺の安全確保に万全を期すとともに、小中学校、幼稚園、保育園等の関係施設及び地域住民への必要な情報提供を継続するよう求めること。

(3)東京都ガイドラインを踏まえた取組の具体化

事業主に対し、東京都の「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」の趣旨を踏まえ、地域との共生や周辺環境への配慮に関する取組を可能な限り具体化し、建設工事から施設稼働後まで着実に実施するよう求めること。

(4)地域に開かれた施設づくり及び災害時の地域支援

事業主に対し、施設稼働後も地域の一員として、地域住民との交流や施設見学など、地域に開かれた取組を行うとともに、災害時には非常用発電設備の一部活用など、可能な範囲で地域への支援を行う体制を整えるよう求めること。

(5)周辺環境の継続的なモニタリング及び結果の公表

事業主に対し、騒音、振動、温度、低周波音その他周辺の生活環境に関する測定を、工事期間中から施設稼働後まで継続して実施し、その結果を市に報告するとともに、地域住民に公表し、説明の機会を設けるよう求めること。

2　今後の大規模開発事業に関する要望

(1)周辺住民への周知・説明の対象範囲の見直し

「小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例」及び同条例施行規則に定める周辺住民の範囲について、建築物の規模、高さ、用途、工事期間、工事車両の通行、日影その他周辺の生活環境に及ぼす影響等を踏まえ、大規模な開発事業については、周知・説明の対象範囲を段階的に拡大する仕組みを検討すること。

(2)学校、幼稚園、保育園等への情報提供及び庁内連携

一定規模以上の開発事業や長期間にわたる工事について、周辺に幼稚園、保育園等が所在する場合には、事業者から関係施設へ、工事内容、工事期間、工事車両の通行等に関する必要な情報が適切に提供されるよう働きかけること。

また、市が把握した情報についても関係部署間で適切に共有し、必要に応じて関係施設への情報提供及び注意喚起を行うこと。

(3)市民等によるまちづくり制度の周知・活用促進

「小平市民等提案型まちづくり条例」に基づく地区まちづくり準備会及び地区まちづくり協議会をはじめ、市民が主体的に地域のまちづくりに関わることのできる制度について、これまで以上に具体的な事例等を含めた積極的な周知・啓発を行うこと。

あわせて、大規模開発等を契機として地域住民と事業者との間に意見の相違や紛争が生じることを未然に防ぐ観点から、市民がこれらの制度を知り、必要に応じて活用できるよう、市による相談、情報提供及び支援の充実を図ること。

以上